

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 離職や内定取消を余儀なくされた方を雇用した 事業者へ最大60万円／人を助成します

## 福山市特定離職者雇用促進補助金

離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し、支払った賃金に対して補助します。

補助期間	総額（上限）	申請人数（上限）
雇用後、 最初の6か月	60万円 (月額上限10万円×3か月×2期)	1事業者につき 5人まで

※雇用後、最初の3か月（第1期）と次の3か月（第2期）の2回に分けて補助金を交付します。

※各補助期間の途中で離職があった場合は、補助金は交付しません。

※対象期間が、6か月に満たない場合は、3か月分（1期分）のみ交付します。

### 対象事業者

次のすべてに該当する事業主が対象となります。

- 福山市内に事業所がある事業者
- 2021年1月1日から同年12月31日までの間に対象となる離職者（労働者）を雇い入れ、継続して雇用する意思がある
- 雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている
- 広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金を受けていない
- 風営法第2条に規定する事業を営んでいない
- 市税の滞納がない

### 対象となる労働者

（離職の要件）

- 2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した市内に居住する人（雇用先の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等）

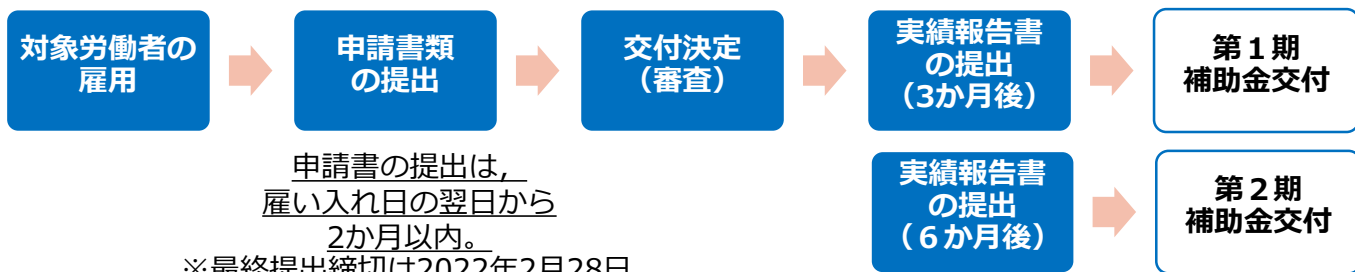
（雇用要件）

- 雇用期間の定めのない雇用形態
- 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者
- 1週間の所定労働時間が30時間以上

2021年1月1日～  
同年12月31日  
に雇用された方

### 手続きの流れ

原則、郵送にてご提出ください。



### 申請・問合せ

福山市経済環境局経済部産業振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 TEL : (084)928-1040

MAIL : koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp